

徳島県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	阿波市吉野町西条字西大竹三 二番一地从先から 同 番三地从先まで	二〇四・八	令和五年七月二十九日